

大情審答申第 357 号

平成 26 年 2 月 21 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会

会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年10月11日付け大港湾第1512号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 7 月 3 日付け大港湾第 727 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 5 月 19 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「ホテルシーガルてんぽうざん大阪の（株）河野総合システムへの売却価格及び売却条件を知りたい。（株式会社 海遊館の売却価格と売却条件を含む）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「株式会社河野総合経営システムから株式会社海遊館に対する不動産購入申込書」（以下「本件文書」という。）、「もと海員会館の売買契約締結について」及び「入札のご案内」を特定した上で、公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号に該当

（説明）

法人の印影は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

株式会社海遊館が区分所有していたホテルの売買代金は、法人等の事業者内部の

財務情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 8 月 30 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づき異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、株式会社海遊館が区分所有していたホテルシーガルてんぼうざん大阪(以下「本件物件」という。)の売買代金(以下「本件非公開情報」という。)について公開決定を求める。
- 2 非公開理由が、条例第 7 条第 2 号に該当であるが、本件物件の所有者である株式会社海遊館の第 24 期決算公告の不動産収益 1,296,762,000 円は、当該物件の売却によるものであると注記されており、非公開理由説明の当該情報は、法人等の事業内部の財務情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ云々とあるが、決算公告の不動産収益として公開されている内訳である本件物件の売却価格を公表することが、当該法人等の事業運営を損なうとは、考え難い。
- 3 なお、法人の印影については争わない。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件非公開情報は株式会社海遊館が非公開としている事業者内部の財務情報である。

また、株式会社海遊館は、本件物件の売却にかかる入札時に、入札のご案内において、申込価格を第一交渉権者以外に開示しない旨を明記しており、本件非公開情報を公開すると株式会社海遊館の信用性を著しく低下させ、今後の取引等に悪影響を生じる可能性がある。

なお、異議申立人は、本件非公開情報が株式会社海遊館の第 24 期決算公告の不動産収益において、公開されている旨主張するが、同項目は、本件物件の売却金額ではなく、その他の不動産の収益に関する金額である。また、決算公告に記載されている固定資産売却益の金額は本件物件の売却によるものを含んでいるが、固定資産売却益と本件非公開情報は一致しない。

以上のことから、実施機関は、本件非公開情報について条例第 7 条第 2 号に該当すると判断した。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体

的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

- (1) 本件文書は、株式会社河野総合経営システムから株式会社海遊館に提出された本件物件の不動産購入申込書である。
- (2) 本件物件は、株式会社海遊館と大阪市が区分所有しており、本件物件の売却要綱によると、株式会社海遊館の所有部分について売買契約を締結した買主は、別途大阪市と大阪市所有部分の売買について協議を行うこととしていたことから、実施機関は契約事務の参考資料として本件文書を保有しているとのことである。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第2号を理由に本件非公開情報及び法人の印影を非公開とする本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件非公開情報を公開すべきとして争っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件非公開情報の条例第7条第2号該当性である。

4 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるお

それがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件非公開情報の条例第7条第2号該当性について

ア 実施機関によると、株式会社海遊館は、本件物件の売却にかかる入札時に、入札のご案内において、申込価格を第一交渉権者以外に開示しない旨を明記しており、当該情報を公開すると、株式会社海遊館の信用性を低下させ、今後の取引等に悪影響を生じる可能性がある」と主張している。

また、実施機関が株式会社海遊館に確認したところ、契約の関係者は、契約相手方のみならず、その他売却交渉者、仲介者、コンサルタント、共同売却者、テナントなど多岐にわたり、万が一その一つにでも不利益が生じた場合、責任を問われ経済的補償を行うことになるため、本件非公開情報を公開することは、株式会社海遊館にとって不利益となるとの回答を得ているとのことである。

イ 以上を踏まえると、契約金額は、事業者内部の財務情報であって、これが公開されることによって関係者との交渉において不利益を被るおそれがあることは否定できない。また、当初公開しないとしていた情報について後に公開すると、当該法人の社会的信用が低下し、今後の契約が困難になる可能性があるという点で、本件非公開情報を公開することは、法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するものと認められる。

したがって、本件非公開情報は、条例第7条第2号に該当する。

ウ なお、条例第34条に基づき、実施機関は、本市が出資する法人等が保有する情報で、定款又は寄附行為、役員名簿、事業報告書、貸借対照表等の財務諸表、事業計画書などについては、積極的に収集し、公開していくことが求められている。株式会社海遊館は、本件決定時において本市の出資比率が25%の出資等法人であるが、今回公開を求められている情報については、個別の契約情報であって、実施機関が公開していくべき出資等法人の情報にはあたらないと認められる。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 91 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 10 月 11 日	諮問
平成 24 年 10 月 18 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 25 年 6 月 12 日	審議（論点整理）
平成 25 年 6 月 26 日	実施機関理由説明
平成 25 年 7 月 24 日	審議（論点整理）
平成 25 年 11 月 12 日	審議（論点整理）
平成 25 年 12 月 17 日	審議（答申案）
平成 26 年 1 月 21 日	審議（答申案）
平成 26 年 2 月 21 日	答申